

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 229 「時価の算定に関する会計基準の適用指針について」

今回は、2021年6月17日に改正された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「2021年改正適用指針」という。）の中から、今回の改定で新設された「投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い」に関して解説します。

### 【経緯】

日本公認会計士協会における2019年7月4日付で公表した金融商品会計に関する実務指針第62項の取扱いでは、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることとされていました。また、2019年公表の本適用指針においては、投資信託の時価の算定については、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととしていました。

企業会計基準委員会では審議を行い、2021年1月に企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「2021年公開草案」という。）を公表し広く意見を求めていました。2021年改正適用指針は、2021年公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、2021年公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至っています。

### 【投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い】

- 1.本適用指針24項の2では投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とするとされています。
- 2.本適用指針24項の3では投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当

するときは、基準価額を時価とみなすことができるとされています。

(1)投資信託の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に従い作成されている場合

(2)投資信託の財務諸表が国際財務報告基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際財務報告基準第13号「公正価値測定」又は Accounting Standards Codification の Topic820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合

(3)投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合なお、「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、重要性の判断に関しては本適用指針 24 項の 4 に記載されています。

3.海外の法令に基づいて設定された投資信託に対して第 24 項の 3 の取扱いをする際、時価の算定日と基準価額の算定日の間の期間が短い場合に限り、基準価額を時価とみなすことができるとされています。

#### 【適用時期】

2021 年改正の本適用指針は、2022 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。早期適用に関しては 2021 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、また、2022 年 3 月 31 日以降終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から 2021 年改正適用指針を適用することができるとされています。